

船舶インシデント調査報告書

令和2年5月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和元年9月30日 17時40分ごろ
発生場所	愛知県田原市伊良湖岬南東方沖 伊良湖岬灯台から真方位155° 3.3海里付近 （概位 北緯34° 31.7′ 東経137° 02.7′）
インシデントの概要	遊漁船 ^{かいゆう} 海遊丸は、航行中、クラッチが入らなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年10月11日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 海遊丸、5トン未満（長さ6.92m） 242-13589愛知、個人所有 ディーゼル機関、4サイクル、出力88.25kW、回転数毎分 3,100、4気筒、ボア104mm、使用燃料軽油
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、釣り場を移動しながら釣りを行った後、帰航する目的で、船長が発進しようとしてクラッチレバーを操作したものの、クラッチが入らなかった。 船長は、原因を特定できず、航行不能と判断して118番通報を行い、救助を要請した。 本船は、来援した巡視艇等にえい航されて伊良湖港に着岸した。 機関修理業者は、クラッチ作動用のワイヤが破断してクラッチが作動不能になっており、経年劣化による破断であると判断した。 クラッチ作動用のワイヤは、ふだんから点検が行われておらず、平成元年に本船が新造されて以降、交換されていなかった。
分析	本船は、新造後クラッチ作動用ワイヤの状態の点検が行われていない状況下、船長がクラッチレバーを操作した際、同ワイヤが経年劣化により破断したことから、クラッチが入らなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、新造後クラッチ作動用ワイヤの状態の点検が行われていない状況下、船長がクラッチレバーを操作した際、同ワイヤが経年劣化により破断したため、クラッチが入らなくなったことにより発生したものと考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 主機及びクラッチを操作するワイヤは、定期的に点検を実施して異常がないことを確認し、異常が発見された場合には交換すること。
--------------	--